

## 參考資料

## 1. 環境指標一覧

本編において、環境施策の成果を示す「総合指標」を示しましたが、ここでは、総合指標を補完するより詳細な指標を「環境指標」として設定します。

環境目標 1 放射線対策の推進				
指標	現状値 2015（平成27） 年度	目標値		担当課
		2020（平成32） 年度	2024（平成36） 年度	
<b>環境施策 1-2 市民の不安低減</b>				
原子力災害に対して備えをしている市民の割合（％）	—	80.0	80.0	危機管理課

環境目標 2 豊かな自然の再生と創造				
指標	現状値 2015（平成27） 年度	目標値		担当課
		2020（平成32） 年度	2024（平成36） 年度	
<b>環境施策 2-1 緑の保全と創造</b>				
市街地の緑地面積割合（％）	13.6	18.0以上	18.0以上	都市計画課
森林整備（間伐等）の実施面積（ha）	30	500	1,100	農林整備課
海岸防災林復旧延長（km）	0.9	10.9	10.9	農林整備課
<b>環境施策 2-2 生物多様性の確保</b>				
動植物に関する調査の地点数（メッシュ）※1	—	市内全域 447	—	生活環境課 農政課 博物館
<b>環境施策 2-4 農地の再生と創造</b>				
大区画ほ場整備の実施面積（ha）	1,359	2,443	2,443	農林整備課
認定農業者数（経営体）	269	307	331	農政課
農業法人数（経営体）	15	34	46	農政課
<b>環境施策 2-5 自然とのふれあいの場の創出</b>				
水と親しめる川づくり箇所数（箇所）	4	現状維持		生活環境課
市が力を入れるべき施策として「何の心配もなく海・山・川に親しむための対策」と選択する人の割合（％）※2	56.6	40.0	30.0	生活環境課

※1：震災後約10年を目処に、平成18年に実施した動植物に関する調査を実施。  
 ※2：市民意識調査での項目。

環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造				
指標	現状値 2015（平成27） 年度	目標値		担当課
		2020（平成32） 年度	2024（平成36） 年度	
<b>環境施策 3-1 公園等の拡充</b>				
公園面積（ha）	101	110	110	都市計画課

環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全					
指標	環境基準	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
			2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
<b>環境施策 4-1 大気環境の保全</b>					
本市保有車における 低公害車導入率（％）	—	61.1	現状維持		財政課
二酸化硫黄濃度（日平 均値の2％除外値） （ppm）	0.04 以下 （環境基準）	0.003	0.04 以下	0.04 以下	生活環境課
二酸化窒素濃度（日平 均値の年間98％値） （ppm）	0.06 以下 （環境基準）	0.011	10.0 以下	10.0 以下	生活環境課
浮遊粒子状物質濃度 （日平均値の2％除 外値）（mg/m <sup>3</sup> ）	0.1 以下 （環境基準）	0.034	0.1 以下	0.1 以下	生活環境課
光学オキシダント濃 度（昼間1時間値の最 高値）（ppm）	0.06 以下 （環境基準）	0.098	0.06 以下	0.06 以下	生活環境課
大気中ダイオキシ ン類濃度（年平均値） （pg-TEQ/m <sup>3</sup> ）	0.6 以下 （環境基準）	0.013	現状維持	0.6 以下	生活環境課
微小粒子状物質（年平 均値）（μg/m <sup>3</sup> ）	15.0 以下 （環境基準）	9.9	現状維持	15.0 以下	生活環境課
焼却施設排ガス中ダ イオキシン類濃度 <sup>※1</sup> （ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）	5.0 （排出基準）	0.061～ 0.210	現状維持		生活環境課

環境指標	環境基準 類型	環境基準	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
				2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
<b>環境施策 4-2 騒音・振動対策</b>						
小高区関場二丁目地 内（dB）	A	55	—	55	55	生活環境課
		45	—	45	45	
小高区上町一丁目地 内（dB）	C	60	—	60	60	生活環境課
		50	—	50	50	
鹿島区西町二丁目地 内（dB）	B	55	40.1（昼間）	55	55	生活環境課
		45	31.4（夜間）	45	45	
鹿島区鹿島字町地内 （dB）	C	60	51.2（昼間）	60	60	生活環境課
		50	34.1（夜間）	50	50	
原町区仲町二丁目地 内（dB）	A	55	46.3（昼間）	55	55	生活環境課
		45	40.2（夜間）	45	45	
原町区桜井町一丁目 地内（dB）	A	55	45.1（昼間）	55	55	生活環境課
		45	39.6（夜間）	45	45	
原町区二見町一丁目 地内（dB）	B	55	40.7（昼間）	55	55	生活環境課
		45	35.7（夜間）	45	45	
原町区大町二丁目地 内（dB）	C	60	48.8（昼間）	60	60	生活環境課
		50	36.4（夜間）	50	50	
原町区旭町四丁目地 内（dB）	C	60	45.3（昼間）	60	60	生活環境課
		50	38.4（夜間）	50	50	
原町区栄町三丁目地 内（dB）	C	60	43.5（昼間）	60	60	生活環境課
		50	37.4（夜間）	50	50	
自動車騒音に係る要 請限度達成率（％）	—	—	100.0	100.0	100.0	生活環境課
常磐自動車道に伴う 騒音苦情件数（件/年）	—	—	14	12	10	生活環境課

環境指標	類型指定	環境基準	現状値 2015（平成27）年度	目標値		担当課
				2020（平成32）年度	2024（平成36）年度	
<b>環境施策 4-3 水環境と水循環の保全</b>						
下水道整備面積（ha）	—	—	1,102.3	1,235.0	1,323.5	下水道課
汚水処理人口（人）	—	—	49,533 (H26年度)	46,529	46,447	下水道課
真野川 <sup>※2</sup> における水素イオン濃度（pH）最小～最大	A	6.5～8.5	7.3～8.0	6.5～8.5	6.5～8.5	生活環境課
新田川 <sup>※3</sup> における水素イオン濃度（pH）最小～最大	A	6.5～8.5	7.1～7.4	6.5～8.5	6.5～8.5	生活環境課
小高川 <sup>※4</sup> における水素イオン濃度（pH）最小～最大	A	6.5～8.5	7.2～8.2	6.5～8.5	6.5～8.5	生活環境課
真野川 <sup>※2</sup> における浮遊物質量（SS）平均値（mg/L）	A	25.0以下	3.0	25.0以下	25.0以下	生活環境課
新田川 <sup>※3</sup> における浮遊物質量（SS）平均値（mg/L）	A	25.0以下	2.0	25.0以下	25.0以下	生活環境課
小高川 <sup>※4</sup> における浮遊物質量（SS）平均値（mg/L）	A	25.0以下	5.0	25.0以下	25.0以下	生活環境課
真野川 <sup>※2</sup> における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値（mg/L）	A	2.0以下	1.2	2.0以下	2.0以下	生活環境課
新田川 <sup>※3</sup> における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値（mg/L）	A	2.0以下	1.2	2.0以下	2.0以下	生活環境課
小高川 <sup>※4</sup> における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値（mg/L）	A	2.0以下	1.0	2.0以下	2.0以下	生活環境課
真野川 <sup>※2</sup> における液存酸素量（DO）平均値（mg/L）	A	7.5以上	9.1	7.5以上	7.5以上	生活環境課
新田川 <sup>※3</sup> における液存酸素量（DO）平均値（mg/L）	A	7.5以上	10.0	7.5以上	7.5以上	生活環境課
小高川 <sup>※4</sup> における液存酸素量（DO）平均値（mg/L）	A	7.5以上	10.0	7.5以上	7.5以上	生活環境課
真野川 <sup>※2</sup> における大腸菌群数（MPN）平均値（MPN/100mL）	A	1,000以下	1,000	1,000以下	1,000以下	生活環境課
新田川 <sup>※3</sup> における大腸菌群数（MPN）平均値（MPN/100mL）	A	1,000以下	25,000	1,000以下	1,000以下	生活環境課
小高川 <sup>※4</sup> における大腸菌群数（MPN）平均値（MPN/100mL）	A	1,000以下	2,800	1,000以下	1,000以下	生活環境課
30m観測井沈下量 年度沈下量（mm）	A	—	0	0	0	生活環境課
200m観測井沈下量 年度沈下量（mm）	A	—	-0.1	0	0	生活環境課

環境指標	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
<b>環境施策 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進</b>				
最終処分量（焼却灰+不燃残さ）（t/年）	3,844	2,920	2,450	生活環境課
ごみ排出量（t）	25,228	20,500	18,900	生活環境課
資源化量（t）	3,443	4,500	5,600	生活環境課
資源ごみ回収団体回収量（t）	834	1,397	2,000	生活環境課
資源ごみ回収団体設置数（団体）	60	71	100	生活環境課

※1：クリーン原町センターにおける測定値。

※2：真野川（真島橋）における測定値。

※3：新田川（鮭川橋）における測定値。

※4：小高川（白金橋）における測定値。

<b>環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する</b>				
指標	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
<b>環境施策 5-1 省エネルギーの推進</b>				
南相馬市役所の二酸化炭素排出量（t-CO2）	5,435	5,163	4,891	生活環境課
1人当たり年間電力使用量（kWh/人）	6,100 (H26年度)	5,795	5,490	生活環境課
電力消費量の推計（MWh）	415,871	430,000	413,000	生活環境課 新エネルギー推進課
HEMS 導入補助件数（累計）（件）	127	700	1,100	新エネルギー推進課
市民1人当たりの公共交通の年間利用回数（回）	0.49 (H26年度)	1.66	1.66	情報政策課 秘書課 企画課
公共交通に不便を感じない市民の割合（%）	12.1	24.2	24.2	生活環境課
<b>環境施策 5-2 再生可能エネルギーの導入</b>				
電力消費量比率（%）	—	92.0	89.0	新エネルギー推進課
再生可能エネルギー発電量（MWh）	—	275,000	323,000	新エネルギー推進課
導入ポテンシャルに対する比率※1（%）	3.3	15.0	18.0	新エネルギー推進課

※1：再エネ導入ポテンシャルに対する再生可能エネルギー発電量の比率。

<b>環境目標 7 みんなで環境を創りなおす</b>				
指標	現状値 2015（平成27） 年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
<b>環境施策 7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進</b>				
ボランティア会員数（人）	1,369 (H26年度)	1,800	1,800	社会福祉課
充実した生活を送るための条件とし「社会貢献」を選択する人の割合（%）	3.2	5.1	6.4	企画課
隣組加入率（%）	84.0	90.0	90.0	総務課

## 2. 南相馬市環境基本条例

(平成 18 年 1 月 1 日 条例第 124 号)

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策  
(第 7 条—第 19 条)
- 第 3 章 公害の防止に関する施策  
(第 20 条—第 25 条)
- 第 4 章 地下水の採取に関する許可  
(第 26 条—第 36 条)
- 第 5 章 雑則(第 37 条—第 39 条)
- 第 6 章 罰則(第 40 条—第 42 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相

当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積(揚水機の吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が 6 平方センチメートルを超えるものをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動

を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本指針)

第 7 条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑の保全、地域の特性が活かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定める。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、南相馬市環境審議会(第 38 条を除き、以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮する。

(規制の措置)

第 10 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずる。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努める。

(誘導的措置)

第 11 条 市は、事業者又は市民が施設の整備等をする際、環境への負荷の低減になるよう誘導して環境の保全上の支障を防止し、必要かつ適切な措置を講ずるよう努める。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 12 条 市は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずる。



2 前項に定めるもののほか、市は、河川等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずる。

(資源の循環的利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずる。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第14条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、その自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずる。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずる。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全に関する情報を積極的に提供する。

(調査の実施等)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行う。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努める。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境保全が積極的に推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 公害の防止に関する施策

(公害の防止に関する規制等)

第20条 市長は、国及び県の技術的な助言その他の援助の下、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設の整備及び土地の合理的な利用の調整に関すること。
- (3) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっせんその他の援助に関すること。
- (5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。
- (6) 公害の防止を図るため、特定の区域において、特に規制する必要がある場合における基準等の設定に関すること。

2 市長は、前項第6号の規制基準等を定め、又は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公害に係る基準等)

第21条 大気汚染の原因となるばい煙に係る排出基準は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和50年福島県条例第18号。以下「上乘せ条例」という。)及び福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年福島県条例第32号。以下「県条例」という。)に定める排出基準による。

2 水質の汚濁の原因となる污水及び廃液に係る排水基準は、水質汚濁防止法(昭和45

年法律第 138 号)、上乗せ条例及び県条例に定める排水基準による。

- 3 騒音の規制基準は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び県条例に定める規制基準による。
- 4 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における特定工場等(同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。)において発生する騒音の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 1 に定める規制基準による。
- 5 振動の規制基準は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件(昭和 54 年福島県告示第 276 号)に定める規制基準による。
- 6 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における特定工場等(同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。)において発生する振動の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 2 に定める規制基準による。
- 7 悪臭の規制基準は、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)及び悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件(平成 8 年福島県告示第 329 号)に定める規制基準による。
- 8 悪臭防止法第 3 条の規定により指定された地域における工場その他の事業場において発生する悪臭の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 3 に定める規制基準による。
- 9 土壌に係る汚染には、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)に定める農用地土壌汚染対策地域の指定について、福島県知事に対し要請することができる。指定要件については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 204 号)による。

(苦情の処理)

第 22 条 市長は、公害に係る苦情、陳情等に

ついて市民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努める。

(処理計画)

- 第 23 条 市長は、事業者の事業活動により第 21 条に掲げる基準を超える公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて、公害を防止するための処理計画の作成及びその提出を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定により処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないとき認めるときは、当該計画の変更を命ずることができる。
  - 3 市長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。
  - 4 市長は、事業者が第 1 項の規定により提出した処理計画又は第 2 項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命ずることができる。
  - 5 第 3 項の規定は、前項の規定により実施を命ずる場合に準用する。

(緊急時の措置)

- 第 24 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。
- (1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
  - (2) 異状な濁水その他これに準ずる理由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告し

なければならない。

(報告事項)

第 25 条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該公害の内容、公害の防止のために講じた措置及び講じようとする措置の状況
  - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を命ずることができる。

#### 第 4 章 地下水の採取に関する許可

(揚水規制地域の指定)

第 26 条 市長は、地下水の採取により、地盤の沈下が生じている地域又は生ずるおそれがある地域について、地盤の沈下を防止するため地下水の採取を規制する地域(以下「指定地域」という。)を規則で定めなければならない。

(揚水基準)

第 27 条 指定地域内における揚水基準は、規則で定める。

(基準遵守義務)

第 28 条 指定地域内において揚水設備により地下水を採取する者は、揚水基準を遵守しなければならない。

(地下水の採取の許可)

第 29 条 指定地域内において揚水設備により地下水を採取しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 揚水設備の設置の場所
- (3) 揚水機の種類
- (4) 揚水設備のストレナーの位置
- (5) 揚水機の吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途、揚水量その他規則で定める事項

(許可の基準)

第 30 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請に係る地下水の採取が当該揚水設備に適用されることとなる揚水基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 市長は、揚水基準に適合しないものであつても、規則で定める用途に供する場合及びその地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、地盤の沈下を防止するために必要な条件を付することができる。

(経過措置)

第 31 条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の揚水設備であつて、揚水基準に適合しているものにより地下水を採取している者は、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

2 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の揚水設備であつて、揚水基準に適合していないものにより地下水を採取している者は、水源転換施設の供用が開始され、市長が規則で定める日までの間に限り、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

3 前 2 項の規定による許可を受けた者とみなされた者は、その地域が指定地域となつた

日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 29 条第 2 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた者とみなされる者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の量を減少させること等必要な措置の実施を命ずることができる。

(構造等の変更の許可)

第 32 条 第 29 条第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「採取者」という。)は、その許可に係る同条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第 29 条第 2 項及び第 30 条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第 33 条 採取者は、その許可に係る第 29 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその者がその許可に係る揚水設備(以下「許可揚水設備」という。)につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。  
(2) 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を揚水基準以下としたとき。

(承継)

第 34 条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

- 2 採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

- 3 前 2 項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(水量測定器の設置等)

第 35 条 採取者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取の量を記録し、その結果を市長に報告しなければならない。

(改善命令等)

第 36 条 市長は、揚水設備により地下水を採取している者が、第 30 条の規定に違反したとき、又は第 31 条第 4 項の規定による措置の要求に応じないときは、その者に対し、期限を定めてその違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該揚水設備による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

- 2 市長は、採取者が、第 32 条の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に従わないときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すことができる。  
3 市長は、第 29 条第 1 項の規定による許可を受けないで揚水設備により地下水を採取している者又は前項の規定により地下水の採取の許可を取り消された者に対し、地下水の採取の停止を命ずることができる。

## 第 5 章 雑則

(立入検査)

第 37 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

(審議会)

第 38 条 市長の附属機関として、別に定めるところにより、南相馬市環境審議会を置く。

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 40 条 第 23 条第 4 項又は第 36 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 第 23 条第 1 項の規定による命令に違反した者又は第 32 条第 1 項の規定に違反して地下水を採取した者は、3 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 25 条第 1 項の規定に違反して報告を怠った者

(2) 第 25 条第 2 項の規定による命令に違反して報告を怠った者

(3) 第 35 条の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は地下水の採取量を報告せず、若しくは虚偽の地下水の採取量を報告した者

(4) 第 31 条第 3 項、第 33 条若しくは第 34 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第 37 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の小高町公害防止条例(昭和 48 年小高町条例第 17 号。以下「合併前の条例」という。)、鹿島町公害対策条例(昭和 48 年鹿島町条例第 6 号。以下「合併前の条例」という。)又は原町市環境基本条例(平成 11 年原町市条例第 18 号。以下「合併前の条例」という。)の規定により委嘱されている小高町公害対策審議会委員、鹿島町公害対策審議会委員及び原町市環境審議会委員は、この条例の規定により委嘱された南相馬市環境審議会委員とみなし、当該審議会の委員の任期については、平成 18 年 1 月末日までとする。また合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(第 21 条関係)

騒音の規制基準

第 21 条第 4 項の特定工場等に係る騒音の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分	時間の区分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下

備考

- 1 本表において昼間、朝・夕及び夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区 分	時間の範囲
昼 間	午前7時から午後7時まで
朝・夕	午前6時から午前7時まで及び午後7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

- 2 本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区 分	上欄に含まれる区域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	用途地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域
第4種区域	用途地域のうち工業地域

- 3 本表において「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
- 5 特定工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における騒音の大きさの許容限度は、本表の規定にかかわら

ず、当該特定工場等の敷地に係る区域の区分に応じた許容値と当該隣地に係る区域の区分に応じた許容値との和の2分の1に相当する値とする。

## 別表第2(第21条関係)

振動の規制基準

第21条第6項の特定工場等に係る振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間 の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

- 1 本表において昼間、夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区 分	時間の範囲
昼 間	午前7時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日の午前7時まで

- 2 本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区 分	上欄に含まれる区域
第1種区域	用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 3 第1種区域、第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における工場等振動規制基準は、この表に定

める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

(単位 : ppm)

**別表第3**(第21条関係)

悪臭の規制基準

第 21 条第 8 項の工場等に係る悪臭の規制基準は、次のとおりとする。

1 特定悪臭物質を含む気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

域の区分 特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1以下	2以下	5以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.004以下	0.01以下
硫化水素	0.02以下	0.06以下	0.2以下
硫化メチル	0.01以下	0.05以下	0.2以下
二硫化メチル	0.009以下	0.03以下	0.1以下
トリメチルアミン	0.005以下	0.02以下	0.07以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.03以下	0.08以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.07以下	0.2以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.02以下	0.05以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.006以下	0.01以下
イソブタノール	0.9以下	4以下	20以下
酢酸エチル	3以下	7以下	20以下
メチルイソブチルケトン	1以下	3以下	6以下
トルエン	10以下	30以下	60以下
スチレン	0.4以下	0.8以下	2以下
キシレン	1以下	2以下	5以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	0.2以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.002以下	0.006以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.002以下	0.004以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.004以下	0.01以下

備考

本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区分	左欄に含まれる区域
A区域	<p>1 用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域</p> <p>2 用途地域の準工業地域のうち原町区錦町3丁目、原町区旭町3丁目、原町区旭町4丁目、原町区二見町2丁目、原町区青葉町1丁目から原町区青葉町3丁目まで、原町区橋本町2丁目、原町区北原(字大塚に限る。)及び原町区牛来(字大塚に限る。)の区域</p> <p>3 用途地域の工業地域のうち小川町、桜井町1丁目及び青葉町1丁目の区域</p>
B区域	<p>1 用途地域のうち商業地域及び準工業地域(A区域の2に掲げる区域を除く。)</p> <p>2 原町区雫の区域のうち字権現下の区域</p> <p>3 原町区小浜の区域のうち字間形沢及び狐沢の区域</p> <p>4 小高区吉名の区域のうち、字西飯渕の区域</p>
C区域	<p>1 用途地域のうち工業地域(A区域の3に掲げる区域を除く。)</p> <p>2 工業専用地域</p>

2 特定悪臭物質を含む気体で事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする(メチルメルカプタン、硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)

3 特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。



### 3. 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

環境基本法(平成5年12月19日法律第91号)(最終改正:平成26年5月30日法律第46号)

#### 第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染<sup>※1</sup>、水質の汚濁<sup>※2</sup>、土壌の汚染<sup>※3</sup>及び騒音<sup>※4</sup>に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの政府

※1 大気の汚染:人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素(CO)、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う炭化水素(HC)、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質(SPM)などのほか、重金属・そのほか種々の化学物質などがあります。これらの大気汚染物質は発生源から直接排出されるものですが、発生源から排出された窒素酸化物、炭化水素が強い日差しのもとでオゾン、その他の酸化性物質(『光化学オキシダント』と呼ばれる)を増加させる大気汚染事象が知られています。これらは光化学大気汚染、『光化学スモッグ』などと呼ばれます。

※2 水質の汚濁:水質汚濁とは、河川・湖沼・海洋などの水域で有機物や有害物質によって水質が悪化することです。水質汚濁の原因には自然現象によるものもありますが、特に問題となるのは人間の生活や経済産業活動によるものです。水質汚濁物の負荷量の削減には、工場など事業場においては廃水基準の遵守、廃水処理技術の向上、各家庭の生活廃水においては下水道の整備、廃水処理施設の整備、処理技術向上などが必要となります。水質汚濁の種類と主な原因物質は、次のとおりです。①有機物汚濁(有機物質による)、②富栄養化(肥料や生活排水から流

れ出る窒素、リン)、③有害物質による汚染(重金属、農薬、環境ホルモンなど)、④微生物による汚染(クリプトスポリジウム、赤痢菌、サルモネラ菌、0-157 など)、⑤油汚染(船舶の廃油や海難事故などによる重油の流出)、⑥冷・温排水汚染(工場、発電所などからの冷・温排水)、⑦自然汚染(温鉱泉からの酸性水の流入、地下水の塩水化など)

※3 土壌の汚染: 典型7公害のひとつで、特に、蓄積性を有する(ストック汚染)という点で、他の公害とは異なる特性を持ちます。1960年代から1970年代には、水銀やカドミウム、六価クロムなどの重金属やPCBなどの化学物質による公害が発生し、人間や動物の健康を害し、草木が枯れるなど、大きな社会問題となりました。また近年は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物(VOC)による土壌や地下水の汚染も問題視されています。汚染された土壌を浄化・回復するには多大なコストを要するため、未然防止が重要となります。土壌汚染関連の法制度としては、1971年に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の制定、1991年の土壌環境基準や1997年の地下水環境基準の設定を経て、2002年に土壌汚染対策法が制定されました。

※4 望ましくない音をいいます。ある音が騒音かどうかは人の主観的な判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもあります。一般的には、生理的な影響(聴力障害、睡眠障害等)、心理的な影響(会話障害、作業効率低下等)、社会的な影響(地価の低下等)を及ぼす音をさします。騒音は、環境基本法(1993)で定義されている典型七公害のひとつで、地域住民からの苦情件数が多い公害です。騒音の発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがあります。

### (1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(環境基準)及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりです。

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確には握ることができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3 一の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### 第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として五年以内において達成されるよう努めるものとする。

### 1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 $\mu$ m以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人

の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるかと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

### 5) 大気汚染に係る指針(光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

## (2) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)は、次のとおりです。

### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準
  - ・人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準
  - ・生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水質汚濁の欄に掲げる水質汚濁の種類のうち当該公共用水域が該当する水質汚濁の種類ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
  - ・水質汚濁の種類を指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

- ア水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
- ウ当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- カ対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水質汚濁の種類を指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水質汚濁の種類を指定と原則として同一の日付けで行うこと。

### 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- ・測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- ・測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。)の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- ・測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

### 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- ・現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

- ・水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

### 第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- ・科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- ・水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- ・水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

### 1) 人の健康の保護に関する環境基準(別表1)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/l 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,3-ジクロロペン	0.002mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/1以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/1以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/1以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/1以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/1以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/1以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	付表7に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## 2) 生活環境の保全に関する環境基準(別表2)

### ① 河川(湖沼を除く)

i

項目 類型	利用目的の 適応性	該当水域
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	
E	工業用水3級 環境保全	

項目 類型	基準値		
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下
D	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下
E	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。
測定 方法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法

項目 類型	基準値	
	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	5mg/l以上	—
D	2mg/l以上	—
E	2mg/l以上	—
測定方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
  - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
  - 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
  - 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合には1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試

験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ii

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

備考

基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

② 海域

i

項目 類型	利用目的の 適応性	該当水域
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	
C	環境保全	

項目 類型	基準値	
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)
A	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下
B	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下
C	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下
測定方法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)

項目 類型	基準値		
	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下	検出されないこと
B	5mg/l以上	—	検出されないこと
C	2mg/l以上	—	—
測定方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法



備考

- 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100ml 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

COD (O<sub>2</sub>mg/L) 0.08X ((b) - (a))  
XfNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>X1000/50

- (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml)  
(b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml)  
fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ii

項目 類型	利用目的の適応性	該当水域
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	

項目 類型	基準値	
	全窒素	全磷
I	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下
測定方法	規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。  
水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度。

iii

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	該当水域
生物 A	水生生物の生息する水域	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以下
生物特 A	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以下
測定方法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

iv

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	

項目 類型	基準値	該当水域
	底層溶存酸素量	
生物 1	4.0mg/l 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	3.0mg/l 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 3	2.0mg/l 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
測定方法	規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）は、次のとおりです。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。

<p>3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p> <p>4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。</p> <p>5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。</p> <p>6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</p> <p>第2 達成期間等</p> <p>1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。</p> <p>2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。</p> <p>3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。</p> <p>第3 環境基準の見直し</p> <p>ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。</p>	<p>析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつて、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）</p> <p>備考</p> <p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>
--	---

### 1) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気 (再掲)	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分

#### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）及びその達成期間等は、次のとおりです。

<p>第 1 環境基準</p> <p>環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>第 2 地下水の水質の測定方法等</p> <p>環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。</p> <p>(1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。</p> <p>第 3 環境基準の達成期間</p> <p>環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。</p> <p>第 4 環境基準の見直し</p> <p>環境基準は、次により、適宜改定することとする。</p> <p>(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等</p> <p>(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等</p>
--

#### 1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/1 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/1 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/1 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/1 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/1 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/1以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/1以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/1以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/1以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/1以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/1以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/1以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定され

たシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

### (5) 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)並びにその達成期間等は、次のとおりです。

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

#### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

## 1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。

## 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

項目	測定方法
カドミウム	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	規格54に定める方法
六価クロム	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

## (6) 騒音に係る環境基準について

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）は、別に定めるところによるほか、次のとおりです。

### 第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）にすることができる。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
  - ・評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
  - ・騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。



- ・評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
  - ・騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
  - ・騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
- 3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
- ・道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
  - ・道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- ・道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
  - ・既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。  
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその

達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

- ・道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

## 第3 環境基準の適用除外について

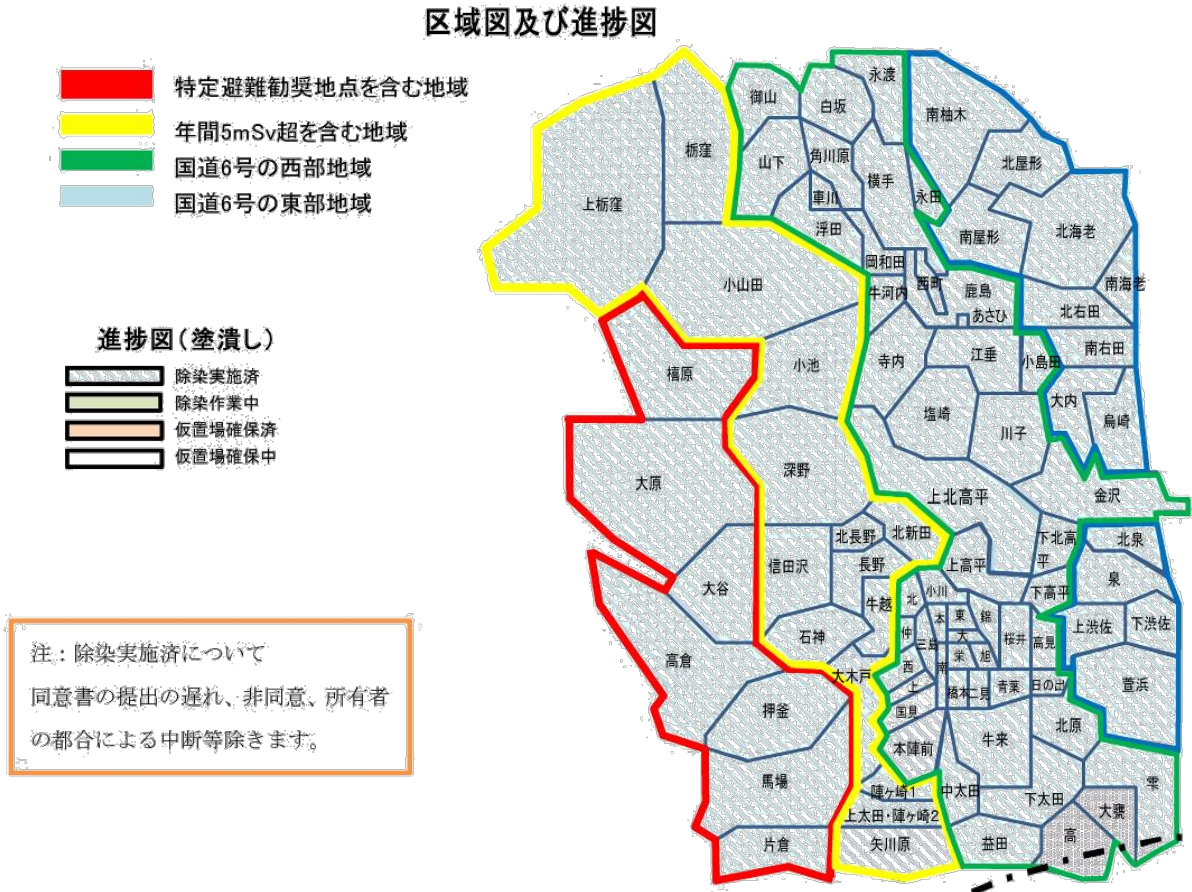
この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

4. 課題の抽出に活用した資料等 (◇ : 取組、◆ : 課題)

(1) 放射線対策

1) 除染

◇進捗図 (平成 29 年 1 月現在)



資料 : 市ホームページ (南相馬市復興事業等の主な進捗状況)

## (2) 自然環境

### 1) 緑

#### ◇市民植樹祭の実施

平成18年6月18日	市民植樹祭（鹿島区牛島地区保安林）
平成19年10月28日	ふるさとの森づくり植樹祭（小高浄化センター）
平成20年10月18日	市民植樹祭（小高浄化センター）
平成21年10月17日	市民植樹祭（小高片草運動場）
平成22年11月13日	市民植樹祭（小高区片草）
平成25年10月6日	第1回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
平成27年3月29日	第2回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
平成28年3月27日	第3回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭

※平成23年度、平成24年度は未実施

資料：市ホームページ（広報等）

#### ◇屋敷林・社寺林の保全・保護（文化財に指定）：計10件

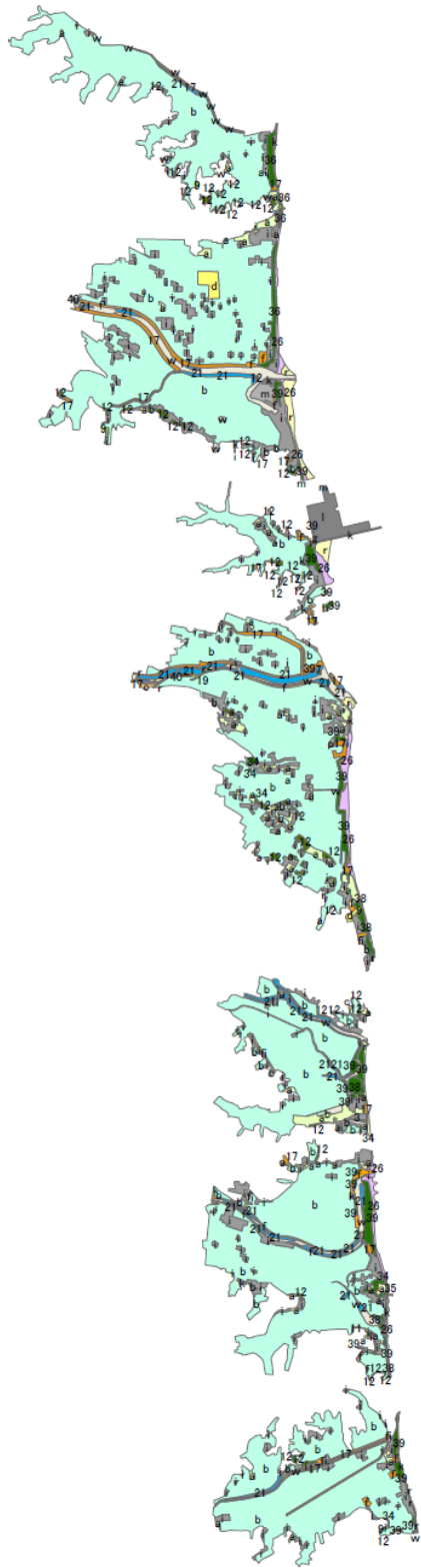
指定No.	名称	指定の種別	指定年月日	所在地
県 15	初発神社のスタジイ樹林	天然記念物	S44. 4. 11	原町区

指定No.	名称	指定の種別	指定年月日	所在地
市 87	行津の大杉	天然記念物	S43. 2. 1	小高区
市 89	阿弥陀寺の大いちょう	天然記念物	S48. 12. 20	鹿島区
市 90	日吉神社の大杉	天然記念物	S48. 12. 20	鹿島区
市 91	鹿島御子神社の大けやき	天然記念物	S48. 12. 20	鹿島区
市 92	宝蔵寺の楓と大モミ	天然記念物	S48. 12. 20	鹿島区
市 94	同慶寺のいちょう	天然記念物	S50. 10. 1	小高区
市 96	冠嶺神社の樹林一括	天然記念物	H2. 10. 12	鹿島区
市 97	八坂神社のアカガシ樹林	天然記念物	H5. 4. 1	原町区
市 99	下大神宮のヒイラギ	天然記念物	H7. 7. 13	鹿島区

資料：生活環境課提供資料（市文化財一覧）

◆震災前後の植生

震災前植生図



凡例

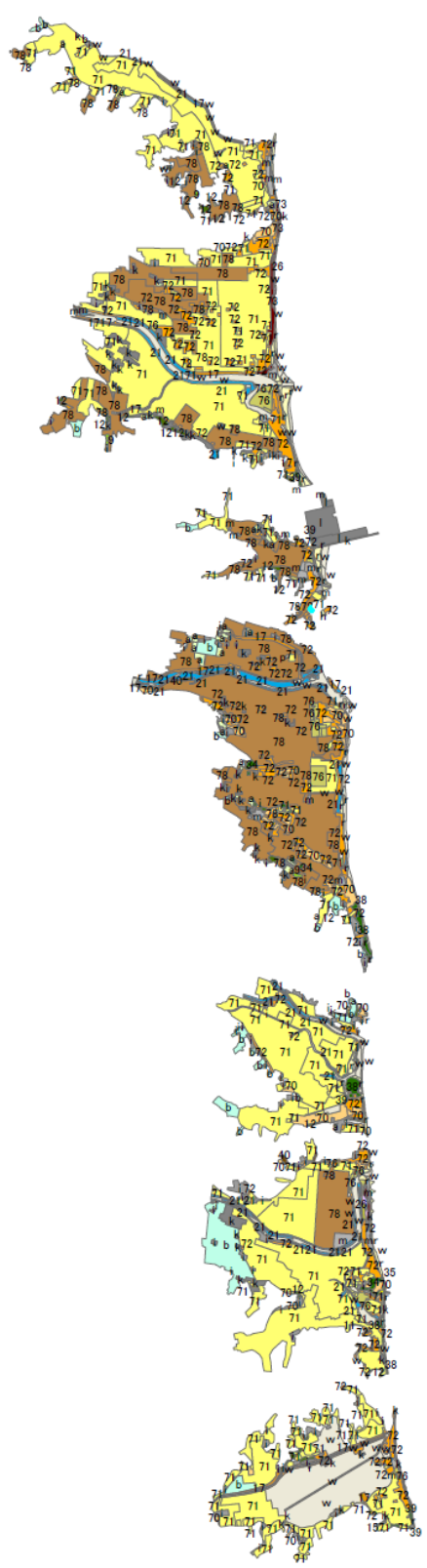
南相馬市震災前植生図

- 3. タブノキ群落
- 7. ヤナギ低木群落
- 9. コナラ群落
- 11. ケヤキ群落
- 12. アカマツ群落
- 17. ススキ群団
- 19. アズマネザサ群落
- 21. ヨシクラス
- 26. 砂丘植生
- 34. スギ・ヒノキ・サウラ植林
- 35. アカマツ植林
- 36. クロマツ植林
- 38. その他植林
- 39. その他植林(常緑針葉樹)
- 40. 竹林
- a. 畑雑草群落
- b. 水田雑草群落
- c. 放棄畑雑草群落
- d. 放棄水田雑草群落
- f. 路傍・空地雑草群落
- g. 牧草地
- h. ゴルフ場・芝地
- i. 緑の多い住宅地
- k. 市街地
- l. 工場地帯
- m. 造成地
- p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- r. 自然裸地
- w. 開放水域



資料：環境省 平成 24 年度東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査

震災後植生図

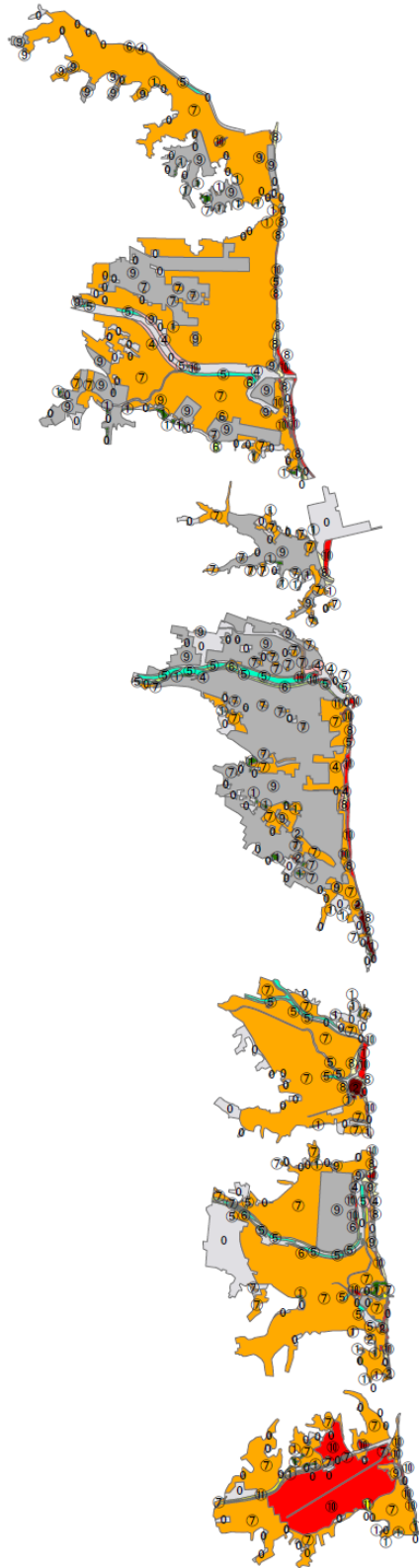


- 凡例
- 南相馬市震災後植生図
- 3. タブネ群落
  - 9. コナラ群落
  - 11. ケヤキ群落
  - 12. アカマツ群落
  - 15. 低木群落
  - 17. ススキ群団
  - 19. アズマネザサ群落
  - 21. ヨシクラス
  - 23. オギ群集
  - 26. 砂丘植生
  - 34. スギ・ヒノキ・サワラ植林
  - 35. アカマツ植林
  - 36. クロマツ植林
  - 38. その他植林
  - 39. その他植林(常緑針葉樹)
  - 40. 竹林
  - 70. 非耕作農地(畑雑草群落)
  - 71. 非耕作農地(水田雑草群落)
  - 72. 空地雑草群落
  - 73. 植林跡地
  - 76. 瓦礫置き場
  - 78. 表土剥ぎ取り
  - a. 畑雑草群落
  - b. 水田雑草群落
  - g. 牧草地
  - h. ゴルフ場・芝地
  - i. 緑の多い住宅地
  - k. 市街地
  - l. 工場地帯
  - m. 造成地
  - p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
  - r. 自然裸地
  - w. 開放水域



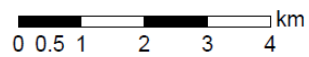
資料：環境省 平成 24 年度東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査

改変図



凡例

- 0. 変化なし
- ①. 残存(5割以上残存)
- ②. 倒伏・枯死(5割未満残存)
- ④. 自然・二次植生から他の自然植生へ変化
- ⑤. 自然植生が再生
- ⑥. 無植生地から自然植生へ変化
- ⑦. 荒地化
- ⑧. 自然裸地化
- ⑨. 人為的改変
- ⑩. 流出・水没
- ⑪. 二次草原へ変化



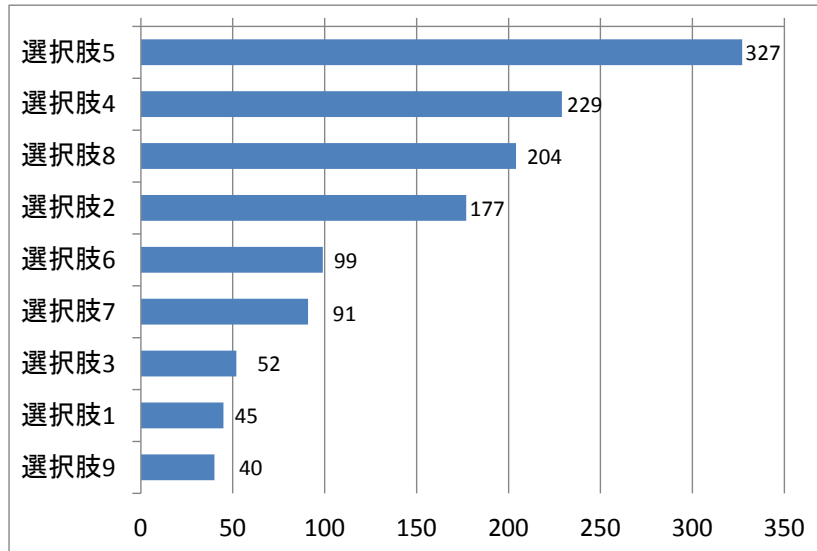
資料：環境省 平成24年度東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査

## 2) 野生生物

### ◇市民アンケート（問 15-1. 日々の生活の中で実施・実践しているものについて（自然環境））

	項目	回答数	割合
選択肢 4	身近な緑や野生生物などの自然を大切にする	229	18.1%
選択肢 5	庭やベランダに木や花を植えたり、生垣を設置するなどして、家庭の緑を増やす	327	25.9%
選択肢 9	市民参加型の自然環境調査や自然観察会に積極的に参加する	40	3.2%
全体		1,264	100.0%

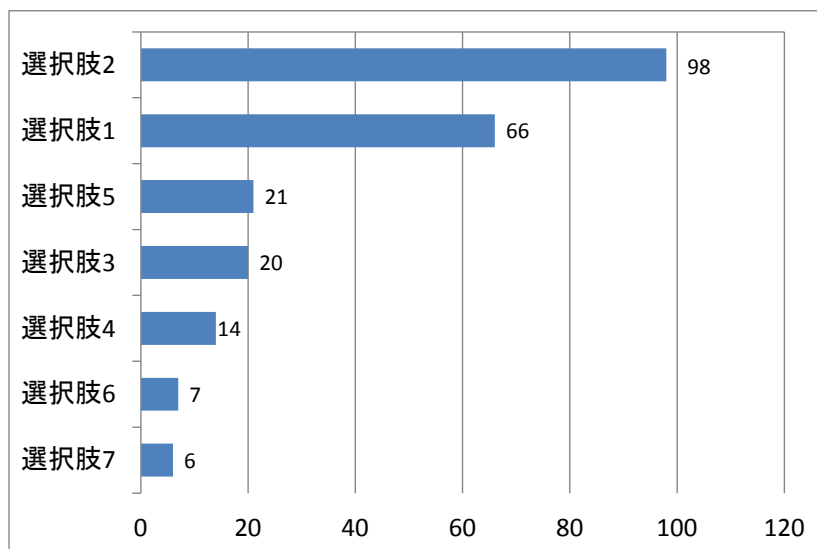
※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋



### ◇事業者アンケート（問 20-1. 事業として市内で行ったものについて（自然環境））

	項目	回答数	割合
選択肢 1	身近な緑や野生生物などの自然を大切にする	66	28.4%
選択肢 2	事業所の敷地内の植樹や商店街の鉢植えなど、緑化に努める	98	42.2%
選択肢 7	子どもたちに農業体験をさせるとともに、自然解説者としての講師役を担う	6	2.6%
全体		232	100.0%

※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋



◆有害鳥獣被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状
イノシシ	2,611千円 (2,512a)
ニホンザル	2,061千円 (1,865a)
カラス	403千円 (631a)
アライグマ	89千円 (54a)
ハクビシン	215千円 (67a)
タヌキ	13千円 (12a)
計	5,392千円 (5,141a)

資料：南相馬市鳥獣被害防止計画(平成27年度)

3) 水辺環境

◇多自然水路の整備：計3か所

多自然水路
土地改良事業団体連合会 水路から田んぼへ鮭が移動できる水路設置の実証試験
福島県相双建設事務所 宮田川にて総合流域防災事業
福島県相双建設事務所 笹部側にて広域基幹河川改修事業

資料：生活環境課提供資料



#### 4) 農地・農業

##### ◆農地流失・冠水等の推定面積

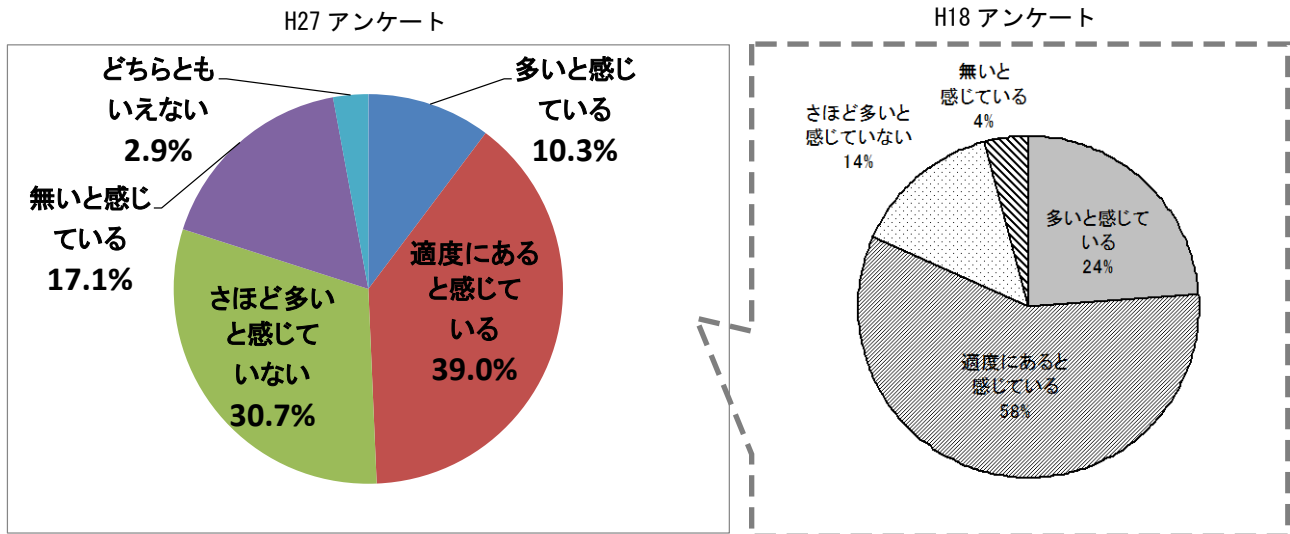
平成 22 年度耕地 面積 (ha)	農地流失・冠水等		推定面積の田畑内訳の試算	
	被害推定 面積 (ha)	被害面積 率 (%)	田耕地面積 (ha)	畑耕地面積 (ha)
8,400	2,722	32.0	2,642	80

資料：農林水産省大臣官房統計部農村振興局（平成23年3月29日発表）

#### 5) 自然とのふれあいの場

##### ◆市民アンケート

（問5. 身の回りに野山や水辺など、自然とふれあう場所があると感じているか）



### (3) 都市環境

#### 1) 公園

##### ◆◆1人当たりの都市公園面積及び地区別公園配置

平成27年3月31日現在

	住区基幹公園			都市基幹公園		大規模公園	特殊公園		合計 (ha)	人口 (人)	1人当たり 公園面積 (㎡/人)
	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	広域 公園	歴史 公園	その他 (墓園)			
原町区	4.70	15.58	0.00	14.20	8.10	35.00	2.20	3.90	83.68	—	—
鹿島区	2.45	2.90	6.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.57	—	—
小高区	1.00	0.00	6.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.67	8.56	—	—
南相馬市	8.15	18.48	13.11	14.20	8.10	35.00	2.20	4.57	103.81	57,797	17.53

資料：生活環境課提供資料（南相馬市建設事業のあらまし（平成28年度））

## 2) 景観

### ◇クリーン作戦の実施

(春)	H18	H19	H20	H21	H22	H26	H27
	第1回	第3回	第5回	第7回	第9回	第11回	第13回
可燃物	12,020	13,470	9,720	6,640	11,010	9,370	7,440
不燃物	8,910	7,850	5,940	4,870	6,370	3,570	3,110
計	20,930	21,320	15,660	11,510	17,380	12,940	10,550

小高区  
雨天中止

小高区  
未実施

小高区  
未実施

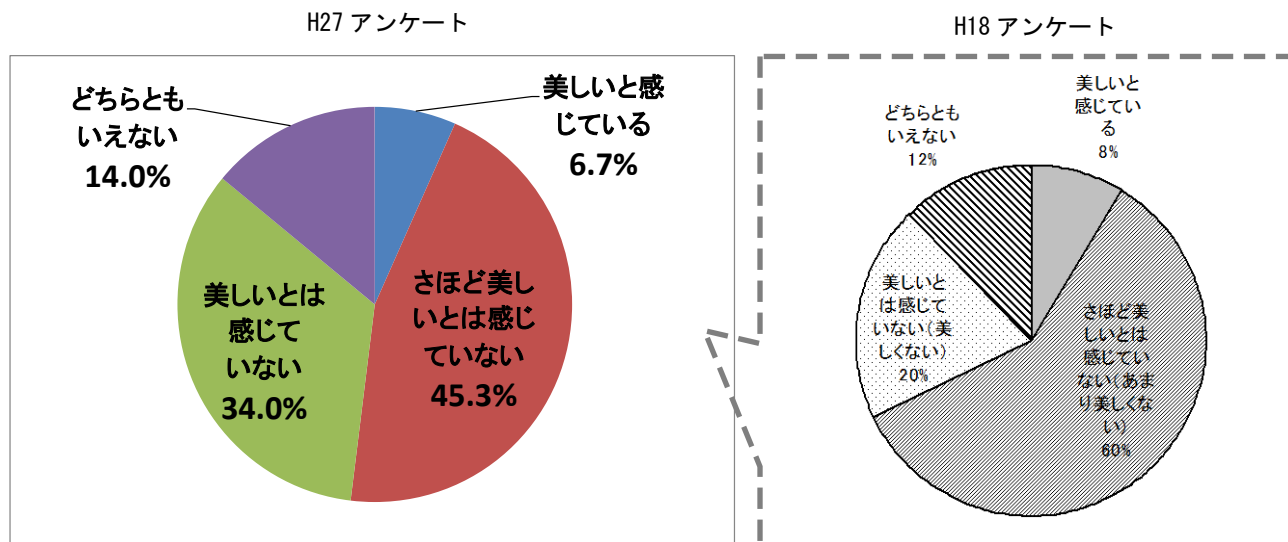
(秋)	H18	H19	H20	H21	H22	H26	H27
	第2回	第4回	第6回	第8回	第10回	第12回	第14回
可燃物	9,550	8,090	6,650	8,570	8,550	5,430	8,690
不燃物	7,070	5,240	4,510	4,010	3,640	2,870	3,160
計	16,620	13,330	11,160	12,580	12,190	8,300	11,850

※平成23年度、平成24年度、平成25年度は未実施

資料：生活環境課提供資料

### ◆市民アンケート

(問6. 市内のまちなみは『美しい』と感じているか)



### 3) 空き家

#### ◇空き家総数

	H20	H25
空き家総数	2,890	2,420
二次的住宅	70	60
賃貸用の住宅	1,610	470
売却用の住宅	40	40
その他の住宅	1,170	1,850

資料：総務省統計局 住宅・土地統計調査

二次的住宅：別荘、その他（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）

賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）

### (4) 生活環境

#### 1) 大気環境

##### ◇◆大気汚染物質

測定項目		H27	
		原町	小高
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値	0.001ppm	
	1時間値の最高値	0.021ppm	
	日平均値の2%除外値	0.003ppm	
	環境基準による評価	短期的評価	○
長期的評価		○	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値	0.005ppm	
	1時間値の最高値	0.033ppm	
	日平均値の年間98%値	0.011ppm	
	環境基準による評価	○	
浮遊粒子状物質 (SPM)	年平均値	0.010mg/m <sup>2</sup>	0.014mg/m <sup>2</sup>
	1時間値の最高値	0.074mg/m <sup>2</sup>	0.145mg/m <sup>2</sup>
	日平均値の2%除外値	0.034mg/m <sup>2</sup>	0.041mg/m <sup>2</sup>
	環境基準による評価	短期的評価	○
長期的評価		○	○
光化学オキシダント (OX)	昼間の1時間値の年平均値	0.035ppm	0.033ppm
	昼間の1時間値の最高値	0.098ppm	0.091ppm
	環境基準による評価	×	×
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値	9.9μg/m <sup>3</sup>	
	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた	日数	0日
		割合	0%
非黄砂期間における日平均値の年間98%値	30.8μg/m <sup>3</sup>		

資料：南相馬市の環境(平成28年版)

## 2) 騒音・振動

### ◇環境騒音

測定地点	環境基準 類型	昼間		夜間		
		環境 基準	H27	環境基準 類型	環境 基準	H27
小高区関場二丁目 地内	A	55 dB	-	A	45 dB	-
			-			-
小高区上町一丁目 地内	C	60 dB	-	C	50 dB	-
			-			-
鹿島区西町二丁目 地内	B	55 dB	40.1dB	B	45 dB	31.4 dB
			○			○
鹿島区鹿島字町 地内	C	60 dB	51.2 dB	C	50 dB	34.1 dB
			○			○
原町区仲町二丁目 地内	A	55 dB	46.3 dB	A	45 dB	40.2 dB
			○			○
原町区桜井町一丁目 地内	A	55 dB	45.1 dB	A	45 dB	39.6 dB
			○			○
原町区二見町一丁目 地内	B	55 dB	40.7 dB	B	45 dB	35.7 dB
			○			○
原町区大町二丁目 地内	C	60 dB	48.8 dB	C	50 dB	36.4 dB
			○			○
原町区栄町三丁目 地内	C	60 dB	43.5 dB	C	50 dB	37.4 dB
			○			○
原町区旭町四丁目 地内	C	60 dB	45.3 dB	C	50 dB	38.4 dB
			○			○

資料：南相馬市の環境(平成28年版)

### ◇自動車騒音

測定地点	道路名	要請 速度	昼間		夜間	
			地域区分	H27	地域区分	H27
小高区本町 二丁目地内	県道 浪江鹿島線	75	B	-	b	-
				-		○
小高区大井字 深町地内	国道6号	75	C	-	c	-
				-		○
鹿島区鹿島字 中町地内	国道6号	75	C	73.1 dB	c	70.0 dB
				○		○
鹿島区鹿島字 町地内	県道 浪江鹿島線	75	B	66.8 dB	b	59.6 dB
				○		○
原町区仲町 二丁目地内	市道 原町高倉線	70	A	62.5 dB	a	50.0 dB
				○		○
原町区高見町 一丁目地内	県道 下洪佐南新田線	75	C	62.6 dB	c	57.1 dB
				○		○
原町区南町 二丁目地内	県道 浪江鹿島線	75	C	65.3dB	c	57.6 dB
				○		○
原町区桜井町 一丁目地内	主要地方道(県) 原町川俣線	75	C	64.6 dB	c	57.1 dB
				○		○
原町区栄町 一丁目地内	主要地方道(県) 原町海老相馬線	75	C	63.8 dB	c	56.1 dB
				○		○
原町区 日の出町地内	国道6号	75	C	67.4 dB	c	64.3 dB
				○		○

資料：南相馬市の環境(平成28年版)

### 3) 水環境・水循環

#### ◇公共用水域

	真野川 落合橋 H27	新田川 新田橋 H27	小高川 善丁橋 H27	真野川 真島橋 H27	新田川 鮭川橋 H27	小高川 ハツカラ橋 H27
水素イオン 濃度 (pH)	7.0 ○	7.7 ○	7.2 ○	8.2 ○	7.5 ○	8.1 ○
溶存酸素量 (DO)	9.7 mg/L ○	9.4 mg/L ○	10.7 mg/L ○	9.0 mg/L ○	9.6 mg/L ○	7.8 mg/L ○
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	0.8 mg/L ○	0.7 mg/L ○	0.4 mg/L ○	1.3 mg/L ○	1.1 mg/L ○	0.5 mg/L ○
浮遊物質 量 (SS)	10.3 mg/L ○	1.8 mg/L ○	2.0 mg/L ○	10.4 mg/L ○	3.4 mg/L ○	12.5 mg/L ○
大腸菌群 数	4,950.0 MPN/100mL ×	1,330.0 MPN/100mL ×	1,885.0 MPN/100mL ×	504.0 MPN/100mL ○	950.0 MPN/100mL ○	57.0 MPN/100mL ○

資料：南相馬市の環境(平成28年版)

### 4) 化学物質

#### ◇土壌中のダイオキシン類濃度

	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	適用される 基準値 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
H18	鹿島区浮田	0.39	1,000	○	福島県
H18	小高区吉名	0.80	1,000	○	福島県
H19	原町区西町	0.025	1,000	○	福島県
H22	原町区牛来	0.20	1,000	○	福島県

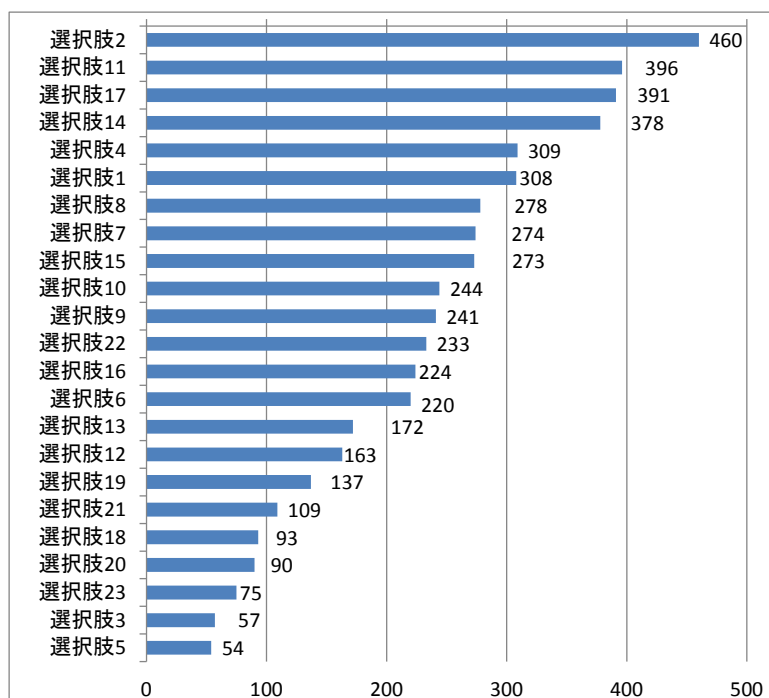
資料：福島県環境等測定調査結果（平成18年度～平成26年度）

#### ◆市民アンケート

##### (問15-2. 日々の生活の中で実施・実践しているものについて(生活環境))

	項目	回答数	割合
選択肢2	ごみのポイ捨て、たばこの投げ捨ては止める	460	8.9%
選択肢5	ノーマイカーデーやエコドライブ運動に参加する	54	1.0%
選択肢13	農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料など化学物質を含む製品の使用量を守るとともに、できるだけ使用量を削減する	172	3.3%
選択肢20	成分表示を見るなど、身の回りの製品に含まれる化学物質に目を向ける	90	1.7%
選択肢21	化学物質を含む製品を廃棄する際には、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼する	109	2.1%
全体		5,179	100.0%

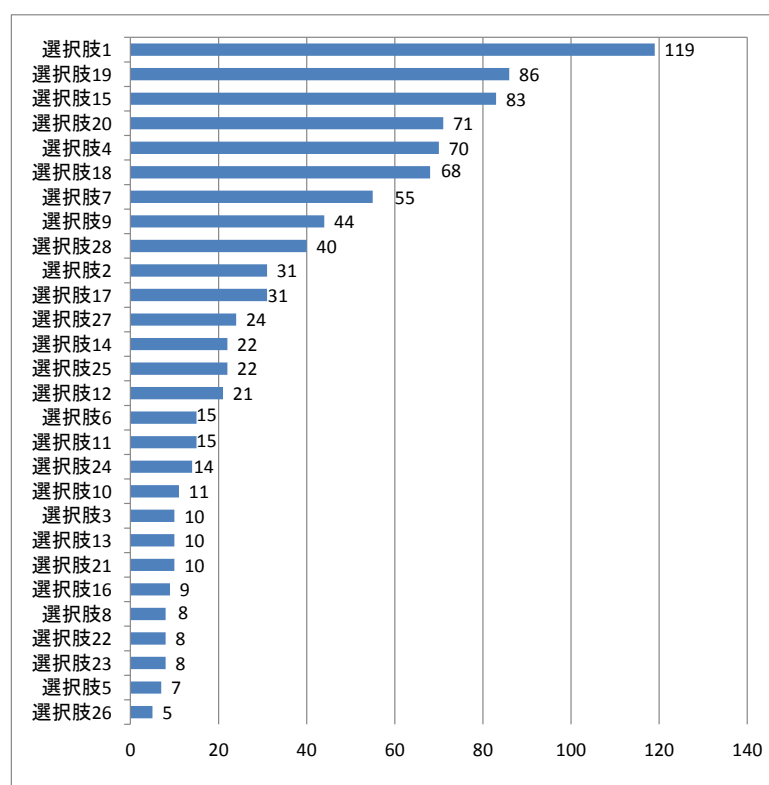
※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋



◆事業者アンケート（問 20-2. 事業として市内で行ったものについて（生活環境））

	項目	回答数	割合
選択肢 1	事業所の周囲に花や木を植えたり、清掃するなどして美化に努める	119	13.0%
選択肢 22	農薬や塗料などの化学物質を含む製品の使用量を削減する	8	0.9%
選択肢 23	化学物質を含む製品は、適正な量を購入し、過剰な保管を止める	8	0.9%
選択肢 24	廃棄物に含まれる化学物質は、毒性、性状などを考慮して系統的に分別し、再利用や適正処理に努める	14	1.5%
選択肢 25	化学物質を含む廃棄物の処理は、許可を受けた業者に委託する	22	2.4%
選択肢 26	化学物質の管理体制を整え、使用量を把握する	5	0.5%
	全体	917	100.0%

※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋



## 5) 廃棄物・リサイクル

### ◇ごみ排出量

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量 (t)	24,241	19,569	22,840	24,513	26,267	25,228

資料：南相馬市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）  
生活環境課提供資料

### ◇リサイクル率

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
南相馬市 (%)	16.3	16.3	15.6	14.1	14.0	13.7
福島県 (%)	14.2	14.1	13.7	13.8	13.9	—
全国 (%)	20.8	20.4	20.5	20.6	20.6	—

資料：南相馬市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）

（平成18年度～平成21年度は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果）

### ◇最終処分量

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ排出量 (t)	24,241	19,569	22,840	24,513	26,061	25,228
埋立量 (t)	3,359	3,222	3,500	3,855	3,969	3,844
割合 (%)	13.9	16.5	15.3	15.7	15.2	15.2

## (5) 地球環境

### 1) 地球環境問題

#### ◇二酸化炭素排出量

年度		排出量計 (1,000 t-CO2)
1990	平成2年	510
2005	平成17年	517
2007	平成19年	519
2008	平成20年	476
2009	平成21年	470
2010	平成22年	366
2011	平成23年	477
2012	平成24年	483
2013	平成25年	479

資料：環境省 部門別 CO2 排出量の現況推計

## 2) 資源エネルギー

### ◆電力消費量

年度	H23	H24	H25	H26	H27
電力消費量 (1,000kWh)	271,311	337,344	358,024	382,666	415,871

資料：生活環境課提供資料（南相馬市の電力消費量(販売電力量)実績データ）

### ◆家庭の「創・省・蓄エネ」補助金 交付実績

年度	対象設備	交付件数
H19	太陽光	29件
H20	太陽光	27件
H21	太陽光	17件
H22	太陽光	22件
H23	太陽光	23件
H24	太陽光	131件
H25	太陽光	209件
H26	太陽光	227件
	HEMS	32件
H27	太陽光	264件
	HEMS	95件

資料：生活環境課提供資料（家庭の「創・省・蓄エネ」補助金 交付実績）

## (6) 文化の継承

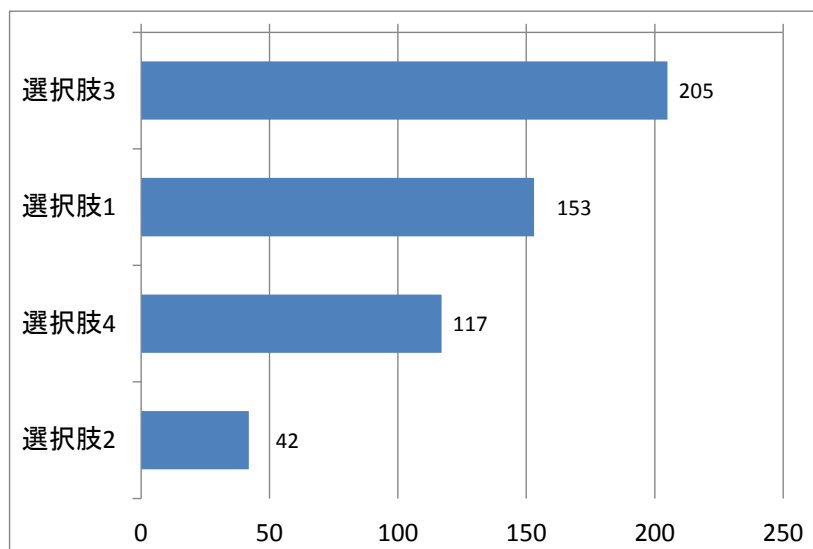
### 1) 歴史的文化的環境

#### ◇市民アンケート

（問 15-4. 日々の生活の中で実施・実践しているものについて（歴史・文化環境））

	項目	回答数	割合
選択肢2	文化財や史跡などの保全活動に参加する	42	8.1%
選択肢3	イベントなどを通して、地域の郷土文化や伝統芸能に親しむ	205	39.7%
選択肢4	郷土文化や伝統芸能を次の世代に継承する	117	22.6%
	全体	517	100.0%

※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋





◆震災の影響を受けた文化財

国指定	重要文化財（建造物）	旧武山家住宅
	史跡	桜井古墳
	史跡	薬師堂石仏 附阿弥陀堂石仏
	史跡	観音堂石仏
県指定	史跡	泉廃寺跡
	天然記念物	泉の一葉松
	天然記念物	海老浜のマルバシャリンバイ自生地
市指定	有形文化財	火矢野原六字名号石碑
	史跡	相馬家墓地並びに相馬家霊堂
	史跡	浪岩横穴古墳A群11号
	史跡	羽山岳の木戸跡
	史跡	日向横穴群1号墓
	史跡	岩屋堂石仏並びに横穴墓群
	史跡	

資料：文化財課提供資料

(7) すべての人々の協力と働きかけ

1) 環境教育と情報提供

◇ソーラー・アグリパーク訪問者数

H25		H26		H27	
学校名	人	学校名	人	学校名	人
鹿島小	97	鹿島小	118	鹿島小	44
八沢小	13	八沢小	32	上真野小	21
原町一小	62	上真野小	38	原町一小	65
原町二小	96	原町二小	28	原町二小	52
原町三小	85	原町三小	51	原町三小	53
高平小	42	高平小	17	太田小	8
大甕小	39	太田小	9	石神一小	25
太田小	51	石神一小	45	小高地区四小	31
石神一小	68	小高小	16	原一中	115
石神二小	38	鳩原・福浦・金房小	37	原三中	28
小高小	13	市内小学校特別支援学級	51	石神中	55
鳩原・福浦・金房小	70	原一中	89	小高中	34
原二中	51	原三中	36		
原三中	34	石神中	61		
小高中	35	小高中	37		
		市内中学校特別支援学級	25		
計	794	計	690	計	531

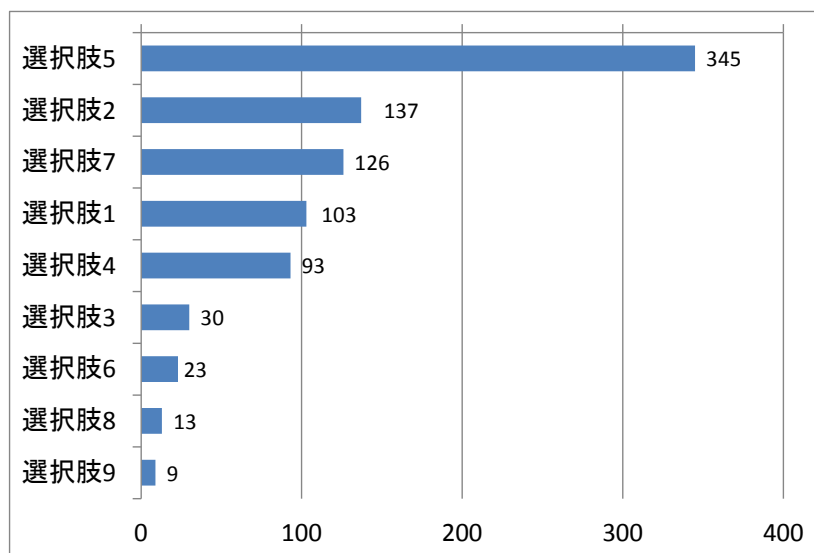
資料：生活環境課提供資料（ソーラー・アグリパーク訪問状況）

## ◇市民アンケート

### (問 15-5. 日々の生活の中で実施・実践しているものについて (環境保全活動))

	項目	回答数	割合
選択肢 1	家庭で、環境問題を話し合う	103	11.7%
選択肢 2	広報に掲載される環境関連情報を活用する	137	15.6%
選択肢 5	本やテレビ、新聞などを通して、環境情報に目を向ける	345	39.2%
選択肢 9	環境活動リーダーとして、地域で活動する	9	1.0%
全体		879	100.0%

※最上位と最下位及び関連する項目のみ抜粋



## 2) 市・市民・事業者による環境保全

### ◇環境マネジメントシステム (ISO 14001) 登録企業一覧 : 8 事業所

平成 28 年 7 月 22 日現在

事業者名	登録範囲	認証機関
A 株式会社	EMS	MSA
B 株式会社	EMS	JICQA
C 株式会社	EMS	JQA
D 株式会社	EMS	JCQA
株式会社 E	EMS	JQA
株式会社 F	EMS	KHK-ISO Center
株式会社 G	EMS	BL-QE
H 株式会社	EMS	LRQA

資料 : 日本適合性認定協会ホームページ

## ◇エコアクション21 登録企業一覧：4事業所

平成28年7月25日現在

事業者名	認証・登録番号	認証・登録日	担当事務局
有限会社A	6180	2010/11/16	環境ネットやまがた
株式会社B	4393	2009/11/26	環境ネットやまがた
株式会社C	2778	2008/8/15	環境ネットやまがた
株式会社D	1216	2006/12/19	環境ネットやまがた

資料：エコアクション21 中央事務局ホームページ

### ◆事業者アンケート

(問5. 地域活動や環境事業が行われる場合の活動への参加について)

その他の意見

原発事故の為、経営が厳しく環境のことまで考える余裕がまだないのが現状

(問12. 環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション21 など) の導入について)

その他の意見

導入していたが、以前(震災後)中止した



第2次南相馬市環境基本計画

平成29年3月発行

発行：南相馬市

編集：市民生活部 生活環境課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27（本庁舎1階）

電話 0244-24-5231（直通） FAX 0244-23-0311

E-mail：seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp



南相馬市